

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第14号

令和5年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月8日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

1 期 日 令和5年12月21日（木）

2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	村	上	真 由 美	議員	2 番	伊	藤	正	勝	議員
3 番	戸	田	馨	議員	4 番	飯	島	正	義	議員
5 番	大	泉	日 出 男	議員	6 番	赤	出 川	義	夫	議員
7 番	吉	田	俊 一	議員	8 番	砂	川	清	時	議員
9 番	高	橋	昭 男	議員						

不応招議員（なし）

令和5年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月21日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第12号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第13号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）

午前 9 時 3 0 分開会

出席議員（9 名）

1 番	村 上 真 由 美	議員	2 番	伊 藤 正 勝	議員
3 番	戸 田 馨	議員	4 番	飯 島 正 義	議員
5 番	大 泉 日 出 男	議員	6 番	赤 出 川 義 夫	議員
7 番	吉 田 俊 一	議員	8 番	砂 川 清 時	議員
9 番	高 橋 昭 男	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
監 査 委 員	小 島 伊 紀
消 防 長	黒 田 信 浩
会 計 管 理 者	本 間 廣 勝
次長兼警防課長	田 中 文 雄
次長兼吉川署長	小 池 稔
総 務 課 長	小 川 勝 司
予 防 課 長	伊 藤 嘉 則
指 令 室 長	後 藤 祐 一
松 伏 消 防 署 長	永 峯 秀 光

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	清 水 万 里
書 記 次 長	豊 田 賢 一
書 記	鈴 木 瑞 己

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集いただき、誠にありがとうございます。

_____ ◇ _____

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和5年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

3番 戸田 馨 議員

4番 飯島 正義 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。



◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和５年７月から１１月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第４、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 改めまして、皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和５年第３回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、２点の行政報告をさせていただきます。

１点目、吉川南分署に配備している救急吉川南１の更新配備についてですが、令和５年１１月２２日に納車され、無線機移設などの作業を行い、１２月５日より運用を開始しています。新たな機能として、大型散光式警告灯に減光機能を有しております。この機能は、夜間の住宅街での活動時に明るさや動きを控え目にした点灯パターンとなり、ゆっくりとした優しい光り方となるため、近隣住民の方への配慮をした活動が行われております。

２点目は、吉川市消防団第１２分団車両及び松伏町消防団第１分団車両の更新配備についてですが、令和５年１２月１５日に納車され、その後、車両を運用する所属団員に対し取扱い説明会を行い、１２月１７日より運用を開始しております。当該車両につきましては、油圧救助資機材などを積載し、消火活動のみならず各種災害への対応が可能な多機能型車両となっております。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、2番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、議席番号2番の伊藤でございます。一般質問に先立ちまして、この3年半にわたるコロナを含めて、大変な業務の内容だったと思います。救急出動回数も過去最高を更新して、救急搬送困難、あるいは消防士職員の皆さんの感染状況、いろんな意味で大変だったと思います。改めてご苦勞に心からの敬意と感謝を申し上げる次第であります。

ウェルビーイングという言葉がございます。ウェルビーイング。心身が健康で、そして幸せ感がある、幸福度が高いということだと思います。アメリカの大学が、どういう職業あるいは職能集団が一番ウェルビーイングの状態に近いのか、その調査結果が発表されたことがありますけれども、一番ウェルビーイングが高い職業集団は消防の職員、消防士、救命士、この方々であると、そういう結果が出たということでございます。日頃心身を鍛えて、そして人々のために役立って、誇りを持って仕事をされている、そういうことだろうと思います。ウェルビーイング、自信を持って、誇りを持ってこれからも取り組んでいただくことを感謝の気持ちを込めて、今議会最後の発言でございますので、申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、質問に移ります。令和5年度の消防年報を拝見いたしました。101ページ、これを見ますと、データを含めて予算も施設も歴史も、いろんな活動もよく分かりました。よくまとまっていると思います。そういうものを見ながら、私もこれまで消防議員になって3回目の質問でありますけれども、同じ経路の中で質問を重ねてまいりました。今回の質問も、その継続の質問でございます。

まず、救急出動件数の増加の実情について。コロナの、いわゆる最盛期とも受け取られています令和4年度は5,118件の出動があったということであります。このうちコロナ関連での搬送が1,454件、そのうち陽性が400件だということも、これまでの答弁あるいは参考資料の提供によって承知をしております。

今回の質問は、5月以降、いわゆるインフルエンザ並みの5類扱いになりました。その後のコロナの状況はどういうことなのか、そのことを確認させていただきたい。同時に、救急件数と救急要請の内容についても併せて伺っておきます。

第2点の質問は、救急車現場到着時間、30分以上かかったり、あるいは3回も4回も連絡をしな

ければ搬送ができない、そういう事態を搬送困難の事態と言うのだろうと受け止めておりますけれども、それも4回以上の連絡をしなかったものは837件もあったと。30分以上かかったものは742件あったと。これは令和4年度のデータでありますけれども、そういうものも寄せられております。そういう中で、コロナ禍の繁忙時、有資格者乗換え救急隊あるいは編成救急隊の運用によって、大変な事態を乗り切ってきたというような答弁もあったかと思っておりますけれども、この有資格者乗換え救急隊というのはどういうことなのか。何件ぐらい対応されたのか。何か不都合があったのか。問題はないのかというようなことを含めて伺っておきます。編成救急隊についても同様でございます。その件数を含めてご説明をいただきたいということであります。

第3点の質問は、救急業務が年々と言っているぐらい高度化、ある意味では充実化をしてきているだろうと思っております。いわゆる医療業務といえる薬剤投与等も、気管挿管もできるようになっていきます。コロナの予防接種についても、看護師の皆さん、あるいは消防の有資格者にもお願いしたらどうだというような声も出ておりました。救急隊のこのような業務について、資格取得者の実情、それから実際、いわゆる高度と言われる対応の実施内容と件数、業務の変化や、これからを見通した課題についても伺っておきたいということであります。

次の質問は、これも消防年報を見させていただきましたけれども、消防団協力事業所という紹介がございました。郵便局あるいは建設業者が記載されておりますけれども、これはどういう役割を担っているのか。今後、この事業者の役割の内容が変化したり、あるいはこの事業者をもっともっと増やすというような、そういう対応になってくるのか、この辺の取組と考え方を伺っておきたいということであります。

最後の質問は、職員の採用についてでございます。とりわけ女性職員の本年度の採用はどういう考え方の下に採用されて、どういう役割の下にどこに配置をされるのか。将来展望を含めて伺っておきます。

また、女性職員を今後現場の、いわゆる消防士や救命士として、同じように自衛隊などの女性の隊員もおりますけれども、そういうことになっていくのかどうか。その辺の考え方を含めて伺っておきます。

あわせて、職員採用の職務も終わったかと思っておりますけれども、全体についても一言コメントしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 ただいまの2番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の救急出動の動向の救急出動件数の増加の実情についてのうち、1番目の5月以降コロナの扱いがインフルエンザと同様の5類に。その後の救急件数と救急要請内容についてでございますが、お手元に配付してございます資料1、救急出動件数を御覧いただければと存じます。

資料１に記載のとおりとなりますが、令和５年５月８日から11月30日までの月別救急出動件数は、５月331件、６月430件、７月554件、８月522件、９月457件、10月434件、11月411件となり、前年の同時期と比較しますと112件増加しております。

次に、救急要請内容につきましては、資料２、救急要請内容を御覧いただければと存じます。令和４年、５年ともに急病、一般負傷、交通の順で出動件数が多くなっております。コロナ５類移行後も事故種別の順位に変化はございませんが、その中でも、急病、労働災害及びその他の種別が増加しております。考えられる要因といたしましては、急病ではコロナもしくは季節性インフルエンザなどによる発熱、または記録的暑さによる熱中症の増加、労働災害では労務中の熱中症の増加、その他では転院搬送がコロナ５類移行に伴う感染症病床数の減少により、昨年以上に出動件数が増えたものと考えております。

次に、２番目の救急車現場到着時間についてでございますが、当消防組合の令和４年中の救急車現場到着平均時間は約8.4分、令和５年１月１日から11月30日までの平均時間は約8.1分となっております。令和３年の全国平均9.4分より１分以上早い到着となっております。

次に、繁忙時の乗換え救急隊や編成救急隊の運用と救急件数につきましては、令和４年４月１日から当消防組合の出動計画を変更し、予備車を含めた５台の救急車で南分署の乗換え救急隊、吉川署の編成救急隊の運用を開始いたしました。この救急隊による救急件数につきましては、点検時などの車両運用切替えなど都度運用体制が変化することから、データの抽出は困難となっております。

また、この運用に関して、不都合、問題はなかったかというご質問につきましては、乗換え救急隊、編成救急隊ともに消防隊を兼務してまいりますので、その点での業務執行中での対応については、一時、途中で引き返してくるなど、臨機な対応を図りながら運用を行っておりまして、大きな問題は生じておりません。

次に、３番目の救急業務の高度化、気管挿管や薬剤投与等もできることに、現救急隊の資格取得者の実情と実際の実施件数についてでございますが、現救急隊の救命士資格取得者は19名となっております。全ての救命士が薬剤投与認定の救命士でございまして、心肺停止前の静脈路の確保やブドウ糖投与が可能となっております。また、19名のうち17名が気管挿管認定の救命士となっております。

次に、実施件数でございますが、令和５年11月までの実施件数は、食道閉鎖式の気道確保が54件、気管挿管が２件、静脈路確保が53件、アドレナリン投与が28件、ブドウ糖投与が15件となります。

次に、変化や課題でございますが、現在、救命処置範囲の拡大について、厚生労働省にて検討が行われております。検討内容でございますが、心肺停止に対するアドレナリンの投与等の包括指示化、アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与、これがエピペンとなります。気管切開チューブの事故抜去時にチューブの再挿入、それから自動式人工呼吸による人工呼吸の４点が検討されており、時期は未定ですが、今後の救命士の処置拡大につながると考えております。

次に、２点目の消防団についての消防団協力事業所の役割と今後の充実策についてでございますが、消防団協力事業所は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度でございます。事業所の役割といたしましては、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所として消防団への協力を行っていただいているものでございます。

当消防組合におきましては、平成19年10月１日から消防団協力事業表示制度を開始しておりまして、現在吉川市では、株式会社西山建設様、吉川平沼郵便局様、吉川団地前郵便局様、イオンタウン吉川美南内郵便局様、松伏町では株式会社鈴木建設様を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付しております。

今後の充実策についてでございますが、現在は、消防団会議の場において消防団協力事業所の優遇措置を説明し、周知に努めているところでございます。今後につきましては、本制度の認知度を高め、登録事業所が増えるよう充実策を検討してまいります。

次に、３点目の職員採用についてにつきましては、総務課長から答弁させていただきます。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

３点目の職員採用についてのうち、女性職員の今年度の採用と役割についてでございますが、採用予定者２名のうち１名が女性となっております。採用方法につきましては、性別の枠を設けることなく、教養試験、作文試験、面接試験及び体力試験の結果によるもので、消防業務の適性を見極めつつ選考しております。

役割でございますが、当消防組合におきまして、消防、救急、指令業務など女性の能力発揮が進められてきた分野も既に存在しております。また、女性の就労に関しまして一部制限がございますが、従事できる職域に男女の差異はありませんので、様々な部署に配属することにより組織が活性化し、多様化が進む現場において、女性消防士の活躍が期待されております。

今後への考えにつきましては、特定事業主行動計画に基づいた職員に占める女性職員割合目標を達成できるよう、施設の充実など女性の活躍推進を図るとともに、働き方改革を進め、全ての職員が活躍できる、よりよい職場環境を実現させることで、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して、再質問はありませんか。

２番、伊藤正勝議員。

○２番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。よく整理をされて、丁寧にご答弁をいただきました。毎回、消防議会の答弁、本当に過不足なくといいますか、しっかり答弁をいただいていると受け止めております。改めてありがとうございますと申し上げておきます。

それで、1つだけ、前回の7月議会でしたか、コロナの感染者について伺ったときに、職員の46%が感染をした。濃厚接触者が64%とかというような説明が議事録の検証の中で確認をしたのですが、この機会に濃厚接触者の定義とその数値の内容を一言伺って、質問を終わりたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 ただいまの第2問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

濃厚接触者の定義というところなのですが、5月4日以降、2類から5類に移行したことで、濃厚接触者という定義がなくなりまして、今現在はそのような存在はありませんということで、よろしくお願いいたします。

〔「前のやつ、濃厚接触者……」と言う人あり〕

○小川勝司総務課長 濃厚接触者というのは、コロナに感染した方の、簡単にいえば、身近にいる、一緒に生活をしている等になると思います。あと、マスクをしていないとか、長時間接触していた方が対象になると思います。よろしいでしょうか。

〔「ありがとうございました。終わります」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎第11号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第6、第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、消防法第9条により政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定めることとなっておりますことから、当該基準内容を準拠し本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、蓄電池設備の規制対象及び固体燃料を用いた火気設備の離隔距離など火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備をするものでございます。

なお、詳細につきましては、予防課長から説明をさせていただきます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 次に、伊藤嘉則予防課長。

○伊藤嘉則予防課長 それでは、第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

蓄電池につきましては、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及拡大や大容量化が見込まれ、材料・構造等の多様化が進んでおります。このような状況を鑑み、日本産業規格等の標準規格においても、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことを踏まえ、蓄電池設備の種別や安全性に応じるよう関係省令が見直されたため、所要の改正を行うものであります。

主な改正といたしましては、蓄電池の容量の単位変更、各種の蓄電池設備において共通して求められる転倒等防止措置の適正化、屋外に設ける蓄電池設備の離隔距離についてとなります。また、相対的に火災の危険性が低いと考えられる蓄電池容量が毎時20キロワット以下のものについては、消防長への届出を必要としないこととしています。

続きまして、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離についてご説明いたします。固体燃料につきましては、昨今のキャンプブームを受け、住宅等を含め、まきストーブの利用が広がってきているところです。従前の規制においては、固体燃料を用いたまきストーブや厨房設備となる炭火焼き器には、一定の離隔距離が必要となることから設置場所が限られる状況にありました。このような状況を鑑み、関係省令が見直されたことから、防火安全上の措置が講じられた火気設備等の離隔距離について改正したものであります。

以上で、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の改正内容の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第11号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第12号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第7、第12号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第12号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をいたします。

令和4年度決算は、予算現額18億2,840万6,000円に対しまして、収入済額18億2,733万2,447円、支出済額17億9,685万6,493円であり、歳入歳出差引残額は3,047万5,954円でございます。

主要な施策の成果については、1点目、吉川美南駅周辺地区の区画整理事業など、管轄区域の人口の変化や災害発生件数などを勘案いたしまして、吉川消防署南分署において、消防ポンプ自動車と救急自動車の乗換え運用を開始するとともに、消防指令システム機器の一部や消防庁舎設備の計画的な更新を行い、消防、救急、指令体制の維持強化を図りました。

2点目は、計画に基づき消防大学校等による職員の研修を実施し、職員の育成及び技能の向上を図るとともにSDGs研修への参加、女性活躍推進アドバイザーによる研修を行い、社会の変化などに対応できる柔軟な組織風土の醸成を図りました。

3点目は、救急搬送困難事例の解消に向け、医療機関との連携を推進し、埼玉県にて運用するタブレット端末を用いた医療機関検索の活用や埼玉県や東部MC協議会での搬送先設定ルール of 隊員間での周知徹底により搬送時間の短縮を図り、埼玉県知事より表彰を受けました。

4点目は、消防団員の出動に対する手当を費用弁償から出動報酬とし、消防団活動における報酬額の見直しを行い、消防団の処遇改善を図りました。

以上が令和4年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出しております主要施策成果及び事業実績説明書を御覧いただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

○高橋昭男議長 次に、本間廣勝会計管理者。

○本間廣勝会計管理者 それでは、令和４年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。

お手元に、令和４年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算書をご用意ください。決算書の５ページ以降が歳入歳出決算事項別明細書となっております。これに沿って主なものについてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、９ページ、１０ページをお開きください。１款分担金及び負担金につきましては、予算現額１６億４,４２０万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の１６億４,４２０万円でございます。前年度と比較いたしますと、０.２％の増となっております。内容といたしましては、当消防組規約第１４条に基づく構成市町からの常備及び非常備消防費分の負担金であり、歳入総額全体に占める割合は９０.０％となっております。構成市町である吉川市、松伏町それぞれの負担金額は、右側備考欄のとおりでございます。

なお、１節常備消防費負担金の構成市町の負担割合につきましては、吉川市が６７.３％、松伏町が３２.７％でございます。

次に、同ページ中段になります。３款国庫支出金につきましては、収入済額が前年度比３,０２９万４,０００円増の３,１２３万円でございます。内容といたしましては、消防指令システム部分更新工事の財源として補助を受けたものでございます。

次に、１１ページ、１２ページをお開きください。下段になります。６款組合債につきましては、収入済額が前年度比１,５６０万円増の９,８００万円でございます。内容といたしましては、吉川消防署南分署の空調改修工事及び消防指令システム部分更新工事の財源として借入れを行ったものでございます。

このページの一番下の段を御覧ください。歳入合計でございますが、予算現額１８億２,８４０万６,０００円に対しまして、収入済額は収入率９９.９％の１８億２,７３３万２,４４７円となり、対前年度比は３,２９３万２,１４６円の増、率にして１.８％の増でございます。主な要因といたしましては、国庫支出金などの増によるものでございます。

続きまして、歳出決算について主なものをご説明させていただきます。１３ページ、１４ページをお開きください。下段の３款消防費でございます。支出済額は、前年度比３.４％増の１６億７,２２７万６,８２７円でございます。構成比で見ますと、歳出総額の９３.１％が消防費を占めております。

目別に申し上げますと、１日常備消防費の支出済額が１５億４,１０１万５,２２６円でございます。主な内容につきましては、右側備考欄を御覧ください。初めに、消防職員給与費でございますが、給与改定に伴い、前年度比１,９１６万円増の１２億９,１３５万４８６円となっており、歳出総額の７１.９％を占めております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。右側備考欄上段の研修事業でございますが、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校の入校負担金や救急救命士養成負担金などに602万9,147円を支出いたしました。

次に、23ページ、24ページをお開きください。右側備考欄上段の通信指令管理事業でございますが、消防指令システムの維持管理に要した費用で、消防指令システム部分更新工事などに1億6,190万5,798円を支出いたしました。

次に、25ページ、26ページをお開きください。2目消防施設費でございますが、支出済額は5,966万4,010円となりました。内容といたしましては、右側備考欄中段の庁舎等維持管理事業でございますが、消防庁舎等を適切に維持管理するための保守点検などに要した費用で、吉川消防署南分署の空調改修工事などに5,966万4,010円を支出いたしました。

続きまして、同じページ下段の3目非常備消防費でございますが、支出済額が6,765万1,786円でございます。吉川市消防団並びに松伏町消防団の団員報酬や災害出務などの費用弁償、団運営補助金などに支出いたしました。

次に、29ページ、30ページをお開きください。下段の4目非常備消防施設費は、支出済額が394万5,805円でございます。吉川市消防団並びに松伏町消防団の機械器具置場の維持管理などに支出いたしました。

次に、同ページ下段の4款公債費でございます。支出済額は、前年度比6.7%減の1億2,261万976円で、歳出総額に占める構成比は6.8%でございます。

最後に、31ページ、32ページをお開きください。下段でございます歳出合計は、予算現額18億2,840万6,000円に対しまして、支出済額は執行率98.3%の17億9,685万6,493円、対前年度比は4,614万940円の増、率にして2.6%の増でございます。主な要因でございますが、消防職員給与費、通信指令維持管理事業及び庁舎等維持管理事業の増額などによるものでございます。

以上で、令和4年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀監査委員 監査委員を代表いたしまして、令和4年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

令和5年8月25日に議会選出の伊藤監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

令和4年度決算におけます計数等は、先ほど会計管理者よりご説明がありましたことから、決算

並びに基金運用状況審査意見書のとおり、総括的な意見を述べさせていただきます。

令和4年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針や吉川松伏消防組合実施計画に基づき、財政状況、社会的情勢、消防行政需要など様々な状況に応じ、計画的かつ適正な執行がなされていたものと確認できるものでございました。

近年の消防を取り巻く環境の変化、管内人口増加を鑑みての部隊の増強、また災害活動における関係機関との連携訓練や職員研修による人材育成の推進などにより、消防組織能力の向上につながったものと見受けられます。

さらに、消防団の出動に対する出動報酬額の見直しによる処遇改善、実践的な訓練を実施したことによる知識、技術の向上など、地域防災体制の強化につながる事業が遂行されたものと評価できるものでございました。

今後におきましても、消防を取り巻く激しい変化を的確に捉え、関係機関とより一層の連携強化を図り、災害時には組織力をもって迅速かつ確実に対応し、被害を最小限に抑え、市町民の期待に応え、実施計画に基づく消防施策実現に向け消防職員一丸となった取組を期待し、令和4年度決算審査における意見とさせていただきます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第12号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

◇

◎第13号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第13号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、第13号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547万8,000円を追加し、予算総額を18億2,629万円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど認定を賜りました令和4年度決算に伴う前年度繰越金の増額を行うものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、決算による令和4年度繰越金を構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

債務負担行為の追加など詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**高橋昭男議長** 次に、黒田信浩消防長。

○**黒田信浩消防長** それでは、第13号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書5ページ、6ページをお開きください。3款繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました令和4年度決算におきまして、歳入歳出差引残額3,047万8,000円が生じたので、令和5年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた2,547万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました常備消防費繰越金を負担金に係る精算金として1,628万円を令和4年度常備消防費の負担割合に応じまして、吉川市に1,095万6,000円、松伏町に532万4,000円をそれぞれ償還するものでございます。

次に、下段、吉川市消防団及び松伏町消防団の運営事業におきます非常備消防費償還金でございますが、前年度非常備消防費繰越金のうち、吉川市消防団分619万3,000円を吉川市に、松伏町消防団分300万5,000円を松伏町に、それぞれの収支に応じ償還するものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、人事給与システム保守点検委託及び複合複写機延長使用契約の追加となっております。令和5年度末にて契約期間が満了となります事業につきまして、継続した契約が必要でありますことから追加させていただきます。

以上で、第13号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○**高橋昭男議長** これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第13号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時37分